平成23年度

新宿区区民の声委員会 運営状況報告書

期間 平成23年4月1日~平成24年3月31日

平成24年6月

新宿区区民の声委員会

																											Ē	Į
I	区	旲	の	声	委	員	会	の	職	務	の	概	要										-				-	1
П	苦忄	青	申	立	て	等	の	受	付	及	び	処	理	状	況													
	1		苦	情	申	立	て	等	の	受	付	状	況														2	2
	2		苦	情	申	立	て	等	の	処	理	状	況														6	3
参考	資料	料																										
	資制	料	1		苦	情	申	立	て	の	処	理	事	例													8	3
	資制	料	2		苦	情	•	相	談	等	の	事	例													. 1	2	2
	資制	料	3		Γ	区	長	の	求	め	に	応	じ	て	行	う	区	民	; か	ì	o O) き	吉作	青(Ξ			
					関	す	る	事	項	J	の	調	査	実	績											. 1	3	3
	資制	料	4		苦	情	申	立	て	の	処	理	の	流	れ											. 1	2	1
	資料	料	5		新	宿	区	区	民	の	声	委	員	会	条	例										. 1	į	5

I 区民の声委員会の職務の概要

新宿区区民の声委員会制度は、区政に関する苦情を簡易迅速に処理するため、平成11年11月に発足した。現在、区民の声委員会の職務は次のとおりである。

〇 苦情申立ての処理

区の機関が行った業務やそれを行う職員の行為について、利害関係のある 人から苦情の申立てがあったとき、公正・中立の立場からその内容を調査し て、その結果を苦情申立人に通知する。 (14ページの流れ図参照)

その際、区の行政執行に問題がある場合は、区の機関に対し、問題点を是正するよう勧告したり、苦情の原因が制度そのものにある場合は、制度を改善するよう意見を表明することができる。

苦情申立ての処理については、新宿区区民の声委員会条例に基づき、委員 3名の合議により処理する。

Ⅱ 苦情申立て等の受付及び処理状況

1 苦情申立て等の受付状況

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間に、区民の声委員会に寄せられたいわゆる「区民の声」としての苦情申立て等は79件であった。

このうち「苦情申立書」により申立てが行われたものは10件であった。 苦情の内容を組織別(複数の部にわたる案件については重複して計上)にみると、地域文化部に関するものが4件、都市計画部に関するものが3件、総務部に関するものが2件であり、福祉部、みどり土木部、教育委員会に関するものが各1件であった。

一方、苦情申立てにまで至らなかった苦情及び相談等は48件あり、これを組織別にみると、都市計画部に関するものが13件、福祉部に関するものが11件、みどり土木部に関するものが3件、区長室、環境清掃部に関するものが各2件等となっているほか、区民の声委員会に対する苦情申立ての方法や調査に関する問い合わせも14件あった。

また、区民の声委員会の所管外のものは21件であった。

これら苦情申立者及び苦情申立てにまで至らなかった相談者等を男女別に みると、男性が45人、女性が34人であった。

(表1) 苦情申立て等の受付状況

	区 分	件数
1	苦情申立書による申立て	1 0
	総務部に関するもの	2
内	地域文化部に関するもの	4
	福祉部に関するもの	1
	みどり土木部に関するもの	1
訳	都市計画部に関するもの	3
	教育委員会に関するもの	1
2	苦情・相談等	4 8
	区長室に関するもの	2
	地域文化部に関するもの	1
内	福祉部に関するもの	1 1
	子ども家庭部に関するもの	1
	健康部に関するもの	1
訳	みどり土木部に関するもの	3
	環境清掃部に関するもの	2
	都市計画部に関するもの	1 3
	苦情申立ての方法等についてのもの	1 4
3	区民の声委員会の所管外のもの	2 1
	合 計	7 9

[※] 複数の部にわたる案件の内訳件数は、重複して計上

(表 2) 所管別苦情申立書受付状況

所 管 部	件数	内容
総務部	2	申請書等の受付証の発行
地域文化部	4	受付職員の対応
福祉部	1	障害者福祉に関する区の姿勢
みどり土木部	1	違法駐輪に対する警告シールの貼付方法
都市計画部	3	まちづくり協議会の運営、建替えに伴う道 路の取扱い
教育委員会	1	障害を持つ子への就学指導
合 計	1 2	

※ 複数の部にわたる案件については、重複して計上

(表3) 苦情・相談等

	区 分	件数
1	区の機関の業務執行に関する苦情・相談	2 3
2	職員の対応に関する苦情	6
3	区への要望・意見	5
4	苦情申立ての方法、調査に関する問い合わせ	1 4
5	区民の声委員会の所管外のもの	2 1
	合 計	6 9

(表4) 年度別苦情申立て等の受付状況

(件数)

区分	苦情申立書によ る申立て	苦情・相談等	所管外	合 計
平成11年度	8	5 6	1 1	7 5
平成12年度	1 0	8 2	1 9	1 1 1
平成13年度	8	7 3	2 6	1 0 7
平成14年度	1 0	7 2	2 4	1 0 6
平成15年度	8	5 9	8	7 5
平成16年度	8	4 3	1 3	6 4
平成17年度	7	5 1	1 4	7 2
平成18年度	8	4 0	9	5 7
平成19年度	1 2	4 7	1 5	7 4
平成20年度	9	4 2	1 6	6 7
平成21年度	1 4	5 8	2 0	9 2
平成22年度	9	4 6	2 5	8 0
平成23年度	1 0	4 8	2 1	7 9

2 苦情申立て等の処理状況

(1) 苦情申立ての処理状況

苦情申立ての処理状況をみると、苦情申立書を受け付けた10件のうち、 今年度処理したものが10件、調査継続中のものが0件、申立書を取り下 げたものが0件である。

処理したものの内訳は、申立人に「調査結果通知書」を送付したものが 10件、「調査しない旨の通知書」を送付したものは0件となっている。

「調査結果通知書」を送付した10件のうち、苦情申立ての趣旨に沿ったものは1件、行政に対する要望事項のあるものは8件、行政の対応に不備が認められなかったものは1件であり、是正勧告・意見表明を行ったものはなかった。

申立人に通知した10件を処理日数別にみると、30日未満が2件、3 0日以上60日未満が6件、60日以上が2件であった。

(2) 苦情・相談等への対応

区民から当委員会に寄せられる「区民の声」は、区政や職員に対する苦情・要望・相談、近隣とのトラブル等多様であった。当委員会としては、 当委員会の仕組みをはじめ、中立性やプライバシーの保護に特段の配慮を していることを説明し、申立ての案内をしている。

こうしたなか、苦情申立書の提出に至らない苦情・相談等についても、 当委員会として積極的な対応に努めているところである。

このうち、区政や職員に関する苦情・意見については、その趣旨を所管 課に伝えるとともに、業務執行に関し説明や相談を求めている場合につい ては、所管課を案内し対応を依頼している。なお、区以外の機関に対する ものについては、当該機関や相談窓口を紹介するなど、「区民の声」への 対応を図っている。

(表5) 苦情申立て処理状況

	処 理 区 分	件 数	所 管 部
1	苦情申立人に「調査結果通知書」を送付したもの	1 0	
	(1) 勧告・意見表明をしたもの	0	
	(2) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	1	教育委員会1
	(3) 行政への要望事項があるもの	8	総務部2、地域文化部3 福祉部1、みどり土木部1 都市計画部3
	(4) 行政の対応に不備がなかったもの	1	地域文化部 1
2	「調査しない旨の通知書」を送付したもの	0	
	(1) 事実のあった日から1年を経過した事項	0	
	(2) 区民の声委員会条例により処理済の事項	0	
	(3) 判決・裁決等が行われた事項等	0	
	(4) 区議会に関する事項	0	
	(5) 監査委員が結果を報告した事項等	0	
	(6) 区の行政機関に属しない事項	0	
	(7) その他調査対象外の事項	0	
3	苦情申立書を取り下げたもの	0	
4	調査継続中のもの	0	
	合 計	1 0	

[※] 所管部欄の件数は、複数の部にわたる案件については重複して計上

資料1 苦情申立ての処理事例

(事例1)

1 苦情申立ての対象機関

みどり土木部

2 苦情申立ての趣旨

申立人は新宿区内の会社に650ccのバイク(以下「本件バイク」という。)で通勤しはじめ、違法駐車であることは認識していたが会社近くの路上に駐車するようになった。その日、仕事が終わった午後8時頃、本件バイクのタンクに黄色の長期間放置車のシール(以下「本件シール」という。)が貼られているのに気がついた。そこで申立人は新宿区役所に問い合わせたところ、区では本件シールを大型バイクに貼ることはないから本件シールは誰かが自分の自転車に貼られたシールを剥がして腹いせに本件バイクに貼ったものではないか、また現場担当者に確認したところでは当日は自転車4台にしか本件シールを貼っていないと言っていることからも区に責任はない、という回答を受けた。

申立人は、その後、自ら本件シールを剥がしたが、タンクに傷が付き、四角いシール痕も残った。全塗装をするためには費用もかかるとして次の理由から本件申し立てに及んだものである。

- (1) 本件シールは、本件バイクのタンクに四隅まで皺一つなく貼られており、別の自転車から剥がしたものを貼り付けたとは考えにくい。また、他にもたくさんのバイクや自転車が駐車されていたなかで、誰かがわざわざ本件バイクから離れた場所にある自転車のシールを剥がして、本件バイクまで貼り付けに来たとは考えられないこと。
- (2) 区側は、現場担当者がその日は自転車4台にしか本件シールを貼っていないと言っているから本件バイクには貼っていないと主張するが、シールの枚数管理を全く行っていない以上、その現場担当者の言葉が正しいか疑わしいこと。
- (3) 区側によれば、本件シールは廃車対象車両に対する撤去警告シールであるが、 所有者の有無をきちんと調査した上で廃車車両との判断をしているのかは疑問 であり、本件シールを貼付する区の基準が理解できないこと。

3 調査結果の要旨

- (1) 放置自転車等の撤去については、新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例(平成7年新宿区条例第28号。以下「条例」という。)及びその施行規則(平成7年新宿区規則第68号)により規律されているところ、条例第11条は放置禁止区域内に放置されている自転車等について区長は直ちに撤去することができること、第12条は放置禁止区域外に放置されている自転車等について区長は利用者等に対し移動するよう警告することができること(第1項)及び警告後相当の期間を経過してもなお放置されている自転車等については区長は撤去することができること(第2項)を定めている。
- (2) 本件現場は、放置禁止区域外であるから、条例第 12 条第2項の定めにより、警告後相当の期間を経過してもなお放置されている自転車等について区長は撤去できることになる。区では、本件シール、いわゆる「警告札」を放置自転車等に貼付することによりその利用者等に対し警告を行っている。撤去を前提としない放置自転車等に対しても、いわゆる「注意札」を貼付している。また区は、放置自転車撤去作業の手順に関しマニュアルを作成し、これに従って作業を行っている。
- (3) 当委員会は、実際に警告札及び注意札を入手し、一度貼付したものを剥がして 再貼付することが可能かどうか等についても確認した。
- (4) 以上の調査結果から、当委員会としては、放置自転車等の撤去の法的根拠やその運用、本件における警告札貼付に至る経緯、現場担当者による警告札及び注意札の貼付状況及びその翌日の状況、警告札の状態、さらには他の車両に貼付された警告札が剥がされて無関係な車両等に再貼付されることも全くないわけではないという事実等を勘案し、本件バイクに本件シールを貼付したのは区の職員であるとまでは認めることが困難であり、バイク塗装の補償について勧告するまでの結論には至らなかった。しかしながら、可能な限り同様のトラブルの発生を防止するため、長期間放置車であることの判断を慎重に行うとともに、警告札や注意札についても、現存枚数の管理が可能であるか等を検討し、より一層慎重な管理に努めるよう区に要望した。

(事例2)

1 苦情申立ての対象機関

総務部·地域文化部

2 苦情申立ての趣旨

申立人は、新宿区の特別出張所において「子ども手当認定請求書」を提出した際、これを受け付けた旨の証明を発行してくれるよう求めたが拒否された。そこで申立人は、受け付けた何らかの証となるものが必要である旨を再度訴えたところ、ようやく受付印を押印した当該請求書のコピーを交付された。

申立人は、次のような理由から、区民が申請した全ての請求書等に対してこれを 受け付けた証となる正式な文書の発行を求め、本件申立てに及んだものである。

- (1) 区民が請求書等を提出したときにその証となる文書の交付がなされない場合には、たとえそれが区役所側の事務処理上の誤りによるものであったとしても、 当該請求が無いものとされたり、又は請求期限経過後に提出されたとされる等区 民の責任に転嫁されるおそれがある。
- (2) 現在、受け付けた証(受付印を押印した申請書類等のコピー。以下同じ。)の 発行は、これが必要であると訴えた人にだけ行われており、こうした証の交付を 受けることが可能であるということが区民に広く周知されていない。

3 調査結果の要旨

- (1) 申請書等が受け付けられたことを証するものが無いことにより、申請書等の不存在、申請時期の遅延等が一方的に区民の不利益に帰せられる可能性があることは十分に認められ、そのような証が無い場合には救済を受けることができないとする指摘は合理的なものである。
- (2) 区では、受け付けた証の交付は、それが必要であると訴えた人にのみ行われており、このサービスが区民に広く周知されているわけではないということが確認できた。したがって、仮にこのサービスのことが周知されていれば、受け付けた証を要求する区民が現れることは十分考えられる。
- (3) しかしながら、全ての申請等に対して受け付けた証を発行することは事務量の

増大と経費の増加を招き、しかも全ての区民が当該証の発行を必要としているとも必ずしも言えないことを考慮すれば、当委員会としては、区が、区民の要求がある場合には当該証を交付する旨を明確にし、これを職員に徹底させるとともに区民にも周知することを要望するものである。

資料2 苦情・相談等の事例

1 区政に関する要望や意見として、所管課に伝えたもの

- ○区内は全面禁煙のはずだが、吸殻が落ちていて汚い。広報車を廻すとか、交差点で禁煙をアピールするテープを流すとかしたらよい。
- ○学校の体育館を使用するときに寒くて非常に使いにくい。何とかしてほしい。
- ○広報紙の配布は、新聞折込みではなくポスティングとし、確実に区民の手に届くよう にしてほしい。

2 業務執行や職員の対応に関する苦情として、所管課に連絡を行ったもの

- ○区の職員と電話で話をしているときに電話の向こうで3~4人の笑い声が聞こえ、非常に不愉快な思いをした。公僕であることを忘れないでほしい。
- ○ことぶき館に入浴に行った際、館長と立ち話中に、事務室に入るなと言われた。その 後、男性職員が出てきて私を突き飛ばした。
- ○区の暮らしのガイドを見て、老人ホームに入りたいと思い申請書を提出した。半年後 まで順番待ちと言われたが、一年も経つのにその後何の連絡もない。早く入居したい。

3 所管課を案内し、説明・相談の対応を依頼したもの

- ○担当課に生活保護の相談に行き、アパートを紹介してもらって借りたが、その後、担 当課から、もうホームレスではないので生活保護を停止すると言われた。これはおか しいと思う。
- ○自宅前で工事をしており、「お知らせ」によれば、夜6時までとなっているが、実際は 6時過ぎまで工事している。ストレス性難聴になり困っている。
- ○ゴミ集積場に自転車が2台捨ててある。危険なので清掃事務所に電話をしたら、警察 に電話するよう言われた。警察に電話をしたら、放置自転車として処理されれば区の 仕事だと言われた。どこへ相談すればよいのか。

4 区民の声委員会に対する問い合わせとして、説明を行ったもの

- ○苦情のポストはここにあるのか。申立書は出張所で受け付けてくれるのか。
- ○どこの区の苦情でも区民の声委員会に申し立てることができるのか。

資料3

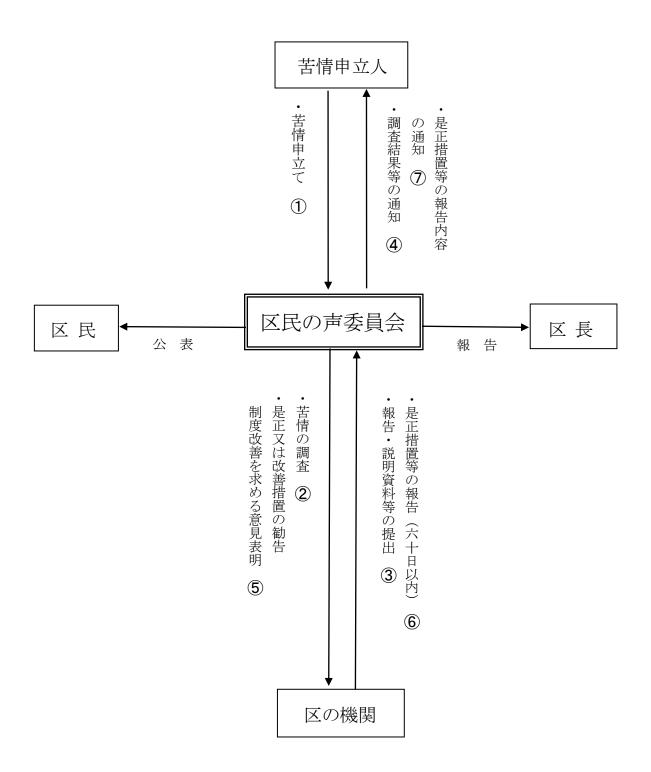
「区長の求めに応じて行う区民からの苦情に関する事項」の調査実績

区民の声委員会は、平成15年7月から4年間にわたり、区長の 求めに応じて、常設委員3名及び区民委員9名又は10名により、 施策の問題点や改善すべき事項について調査・審議を行い、報告書 を提出してきたが、区民の声委員会条例の改正にともない、平成1 9年6月末日をもってその活動を終了した。

下表は、その調査実績である。

調査開始日	元 <i>は</i> カ
報告書提出日	調査件名
平成 1 5 年 7 月 1 日	以上明価、を送される人物で対策について
平成16年 1月26日	路上喫煙・たばこのポイ捨て対策について
平成16年 4月26日	区日に増えるて聯日の毎日内共はついて
平成16年10月25日	区民に望まれる職員の窓口応対について
平成16年12月13日	区尺尺均之处区对陆却の担供区。12.7
平成17年 6月30日	- 区民に望まれる区政情報の提供について -
平成17年 9月 1日	上とすると区立の国の利用について
平成18年 5月31日	犬を連れた区立公園の利用について
平成18年 7月24日	子どもの安全を確保するための地域ネット
平成19年 6月28日	ワークについて

資料4 苦情申立ての処理の流れ



資料 5 新宿区区民の声委員会条例

目 次

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 組織等(第7条-第13条)

第3章 苦情の申立て及び調査等(第14条-第20条)

第4章 勧告、意見表明及び公表(第21条-第24条)

第5章 補則(第25条-第28条)

附則

第1章 総則

(目的及び設置)

- 第1条 この条例は、区政に関する区民の苦情を公正かつ中立的立場から簡易 迅速に処理する機関を設置することにより、開かれた区政の推進を図り、も って区民の区政に対する信頼を確保することを目的とする。
- 2 前項の目的のための機関として、新宿区区民の声委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の所管事項)

- 第2条 委員会は、区の機関の業務に関する事項及び当該業務に関する職員の 行為(以下「区の業務執行等」という。)について申し立てられた苦情の処理 を所管する。
- 2 委員会は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については所管しない。
 - (1) 判決、裁決等が行われた事項又は判決、裁決等を求めて係争中の事項
 - (2) 区議会に関する事項
 - (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき監査委員が監査、検査若しくは審査の結果を報告し、若しくは公表した事項又は監査、検査若しくは審査を行っている事項

- (4) 地方自治法に基づく執行機関の附属機関又は区の専門委員の権限に属する事項
- (5) 委員会に関する事項

(委員会の職務)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項をその職務とする。
 - (1) 区の業務執行等についての苦情の申立てを受け付け、その内容を調査し、結果を通知すること。
 - (2) 前号の処理に関連し、必要があると認めるときは、広く区政について調査すること。
 - (3) 区の機関に対し、勧告し、及び意見表明すること。
 - (4) 勧告及び意見表明等の内容について公表すること。

(委員会及び委員の責務)

- 第4条 委員会は、中立的な第三者機関として、公正、適切かつ簡易迅速にそ の職務を遂行しなければならない。
- 2 委員会の構成員(以下「委員」という。)は、職務における中立性を保たなければならず、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(区の機関の責務)

第 5 条 区の機関は、委員会の職務の遂行に関し、その中立性を尊重し、公正 かつ迅速な処理が図られるように積極的に協力しなければならない。

(区民等の責務)

第6条 区民その他この制度を利用するものは、この条例の目的を達成するため、この制度の適正かつ円滑な運営に協力しなければならない。

第2章 組織等

(組織)

- 第7条 委員会は、人格が高潔で、優れた識見を有する者のうちから、区長が 委嘱する委員3人をもって組織する。
- 2 委員会に、委員の互選により定めた会長1人を置く。
- 3 会長に事故があるときは、他の委員の互選により会長の職務を代理する者を定めるものとする。

(委員会)

- 第8条 委員会は、会長が招集し、主宰し、総理する。
- 2 委員会の意思決定は、委員の合議によるものとする。

(会議の非公開)

第9条 委員会の会議は、非公開とする。

(事務の委任等)

- 第10条 委員会は、必要があると認めるときは、調査その他の事務をあらか じめ指定する委員に委ねることができる。
- 2 委員会が行う調査その他の職務の遂行に当たり、委員会に事務を補助する 者を置き、必要な事務を行わせることができる。

(委員の任期等)

- 第11条 委員の任期は3年とし、1期に限り再任できる。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
 - (1) 区の機関に属する者
 - (2) 前号に定める者と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者
 - (3) 地方公共団体の長
 - (4) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
 - (5) 政党その他の政治団体の役員
 - (6) 区と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員

(委員の解職)

- 第12条 委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、区長は、速やかに その職を解くものとする。
 - (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。

- (2) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (3) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(委員の欠員)

第13条 委員に欠員を生じた場合には、区長は、遅滞なく、新たに委員を委嘱し、欠員を補充しなければならない。

第3章 苦情の申立て及び調査等

(苦情の申立て)

- 第14条 区の業務執行等について利害関係を有するものは、委員会に対し、 苦情を申し立てることができる。
- 2 前項の規定による申立ては、次の各号に掲げる事項を記載した書面により 行うものとする。ただし、委員会がやむを得ないと認める事情がある場合に は、書面によらないで行うことができる。
 - (1) 苦情を申し立てる者の氏名及び住所(申し立てるものが法人その他の団体である場合には、団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
 - (2) 苦情の申立ての趣旨及び理由並びに苦情の申立ての原因となった事実のあった年月日
 - (3) 前2号のほか、新宿区規則(以下「規則」という。)で定める事項 (調査対象外事項)
- 第15条 前条第1項の規定により申し立てられた苦情が次の各号のいずれかに該当する場合には、委員会はその調査を行わない。ただし、当該事項について、委員会が調査を行うべき特別な事情があると認める場合には、調査を行うことができる。
 - (1) 苦情の申立ての原因となった事実のあった日から1年を経過した事項
 - (2) この条例により委員会が既に苦情の処理を行い、終了している事項
- 2 委員会は、第2条第2項各号及び前項各号に該当しない事項について、調

査することが相当でない特別な事情があると認めるときは、調査しないこと ができる。

(調査しない旨の通知)

第16条 委員会は、第14条の規定による申立てについて、第2条第2項各 号及び前条第1項各号に該当する場合又は同条第2項の規定により調査しな いとした場合には、調査しない旨を、その理由を付して、苦情を申し立てた もの(以下「申立人」という。)に速やかに通知しなければならない。

(調査開始の通知)

第17条 委員会は、第14条の規定による申立てにより苦情の調査を開始する場合には、調査を開始する旨を、当該苦情に関係する区の機関に通知するものとする。

(調査)

- 第18条 委員会は、必要に応じて、次の各号に掲げる調査を行うことができる。
 - (1) 前条の規定による通知をした区の機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類等を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査を行うこと。
 - (2) 当該苦情に関係する機関及び人に対し、質問し、又は事情の聴取若しくは実地調査について協力を求めること。
 - (3) 当該苦情に関係する専門技術的事項について、専門機関に対し、調査、鑑定、分析等の依頼を行うこと。

(調査結果の通知)

第19条 委員会は、第14条の規定による申立てにより苦情の調査を行った 結果について、申立人に速やかに通知しなければならない。

(調査の中止及びその通知)

- 第20条 委員会は、調査を開始した後に、調査の必要がないと認める事情が 判明した場合には、当該調査を中止することができる。
- 2 前項の規定により調査を中止した場合には、委員会は、調査を中止する旨

を、その理由を付して、申立人及び第17条の規定により通知をした区の機関に、速やかに通知しなければならない。

第4章 勧告、意見表明及び公表

(勧告等)

- 第21条 委員会は、調査の結果必要があると認めるときは、次の各号に掲げる処置を行うことができる。
 - (1) 区の機関に対し、法令上不適切な行為の是正又は改善の措置(以下「是正等の措置」という。) について勧告すること。
 - (2) 区の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明すること。
 - (3) 前2号の処理に関連して、広く区政について調査し、意見を表明すること。
- 2 前項の処置は、書面で行うものとする。

(勧告等の尊重)

- 第22条 前条の処置を受けた区の機関は、これを尊重しなければならない。
- 2 前条の処置を受けた区の機関は、必要な是正等の措置等を講ずるとともに、 その内容を委員会に報告しなければならない。
- 3 前条の処置を受けた区の機関は、是正等の措置等を講ずることができない 特別な事情があるときは、できない旨を、その理由を付して、委員会に報告 しなければならない。
- 4 前2項の報告は、前条の処置を受けた日から60日以内に行うものとする。

(報告を受けた旨の通知)

第23条 委員会は、前条第2項及び第3項の報告を受けた場合には、当該報告内容について、申立人に速やかに通知しなければならない。

(公表)

- 第24条 委員会は、次の各号に掲げる事項について公表するものとする。
 - (1) 第21条第1項第1号の規定による勧告の内容

- (2) 第21条第1項第2号及び第3号の規定により表明された意見の内容
- (3) 第22条第2項及び第3項の規定による報告の内容

第5章 補則

(費用弁償)

- 第25条 第18条第2号の規定により委員会に出席した者に対しては、その 費用を弁償する。ただし、区から給料の支給を受ける職にある者には、支給 しない。
- 2 費用弁償の種類、額及び算定方法並びに支給方法については、新宿区議会等の求めにより出頭した者等の費用弁償に関する条例(昭和53年新宿区条例第8号)に定める参考人等の例による。

(運営状況の報告)

第26条 委員会は、この条例に基づく苦情処理の運営状況について、区長に 報告するとともに公表するものとする。

(個人情報の保護)

第27条 委員会及び委員は、この条例の規定により行う通知、調査、勧告、 意見表明、公表その他の事務処理について、新宿区個人情報保護条例(平成 17年新宿区条例第5号)に従い、個人情報の保護に最大限の配慮をもって 行わなければならない。

(委任)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、平成10年11月1日以後に発生した事実に係る苦情について適用する。

3 委員会は、この条例の施行目前においても、この条例の実施のために必要な事務を行うことができる。

(委員の任期に関する特例)

4 第9条第2項の規定にかかわらず、この条例により最初に委嘱される委員 のうち区長の指定する1人の委員の1期の任期は2年とする。

附則

- 1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の新宿区区民の声委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第9条第1項の規定により委嘱された委員は、この条例による改正後の新宿区区民の声委員会条例第7条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合における当該委員の任期は、同条例第11条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例第9条第2項の規定による任期の残任期間とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

区民の声委員会委員

〇 渡 辺 日 佐 夫 大学教授

古 笛 恵 子 弁護士

木 澤 克 之 弁護士 (平成23年11月1日から)

佐野榮三郎弁護士(平成23年10月31日まで)

(○印:会長)

平成23年度新宿区区民の声委員会運営状況報告書 (期間 平成23年4月1日~平成24年3月31日)

平成24年6月 発行

印刷物作成番号

編集·発行

新宿区区民の声委員会

新宿区歌舞伎町1丁目5番1号(区役所第1分庁舎2階)

電話 代表 03 (3209) 1111

直通 03 (5273) 3508

FAX 03 (3209) 1227

(※ロゴマーク70) この冊子は、地球環境保全推進のため、再生紙を使用しています。 お紙品率70/編生紙を使用しています